

令和6年度

# 高齢者福祉制度 ガイドブック



半田市福祉部高齢介護課

## 目 次

### ■高齢者の相談先

半田市包括支援センター	3
ボランティア地域ささえあいセンター	3

### ■介護保険の認定・保険料

要介護認定の申請から介護サービスの利用まで	4
令和5年度の第1号被保険者介護保険料	5
介護保険料減免制度	6

### ■介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

申請からサービス利用まで	7
日常生活での身体介護や生活援助を行います	8
身近な地域に気軽に通える場があります	9

### ■在宅生活支援サービス

ひとり暮らしの高齢者等に昼食を配達します	10
訪問理髪サービスを行います	10
ごみを訪問収集します	11
寝具の乾燥クリーニングを行います	12
緊急通報装置を貸与します	13
車椅子を貸出します	14
行方不明者の捜索に有効な機器を貸与します	14

### ■利用者負担の軽減・助成

タクシー料金の一部を助成します	15
介護者に介護用品クーポン券を支給します	16
税の障がい者控除を受けられる場合があります	17
介護保険サービス費を助成します	18
利用者負担額の一一部が軽減されます	19

## ■生きがいづくり推進事業

長寿のお祝いを贈ります	20
健康のお祝いを贈ります	20
陶芸体験をしませんか	20
老人クラブに加入し、充実した生活を送りませんか	21
シルバー人材センターで働いてみませんか	21
福祉センター・地域ふれあい施設	22

## ■その他高齢者向け事業

認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入できます	24
成年後見制度の利用を援助します	25
「認知症安心ガイドブック」を発行しています	25
介護予防や介護保険制度等の講座を行います	26
県営住宅に高齢者見守り付き住宅があります	27
日常生活の自立を援助します	27
高齢者の運転免許自主返納を促進します	28
自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助します	29
平常時から地域ぐるみで支援します(避難行動要支援者支援制度)	30
地域には見守りの目があります	31

## ■関係機関・施設等連絡先

..... 31

高齢者に関する相談やサービス、福祉制度等については、以下の窓口で対応しております。お気軽にご相談ください。

半田市役所 高齢介護課 ☎0569-84-0649

半田市役所 地域福祉課 ☎0569-84-0641

半田市役所 生活援護課 ☎0569-84-0655

半田市役所 健康課 ☎0569-84-0662

半田市包括支援センター(半田市福祉文化会館内) ☎0569-23-8144

## ■高齢者の相談先

### ◇半田市包括支援センター

市の委託により運営される高齢者に関する総合相談窓口です。高齢者やその家族が、状況に応じたサービスを受けられるよう、関係機関と調整して支援します。お気軽にご相談ください。

●総合相談支援	◇高齢者ご本人や家族の介護に関する相談や心配ごと ◇健康や福祉、医療に関すること ◇近所に暮らす高齢者に関する相談や心配ごと
●権利擁護	◇認知症などにより判断能力が衰え、財産管理ができない人 ◇悪質な訪問販売・住宅リフォームで被害にあっている人 ◇高齢者虐待を受けている人や虐待をしてしまう人 等への支援
●介護予防 ケアマネジメント	◇介護認定の「要支援」と認定された人の介護予防サービス プランの作成 ◇基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人 (事業対象者) の介護予防ケアマネジメント(プラン)の作成
●包括的・継続的 ケアマネジメント	『高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる』よう ◇ケアマネジャーの指導や支援 ◇専門職員や関係機関との連携のためのネットワークづくりを推進します。
●問合せ先	◇半田市包括支援センター ☎0569-23-8144 半田市雁宿町1-22-1 (瀧上工業雁宿ホール内)

### ◇ボランティア地域ささえあいセンター

地域のささえあい活動や身近な通いの場等に関する相談窓口です。生活支援コーディネーターが中学校圏域に1名ずつ配置され、高齢者が地域でいきいきとくらせるよう、関係機関と調整して支援します。お気軽にご相談ください。

●問合せ先	◇ボランティア地域ささえあいセンター ☎0569-25-0002 半田市雁宿町1-22-1 (瀧上工業雁宿ホール内)
-------	---

## ■介護保険の認定・保険料

# 要介護認定の申請から介護保険サービスの利用まで

### (1) 半田市「高齢介護課」の窓口で申請

高齢介護課 ☎ 0569-84-0648 (高齢者福祉担当ダイヤルイン)

申請を代行してくれる窓口（無料）

#### ●半田市包括支援センター

雁宿町1-22-1（龍上工業雁宿ホール内）☎ 0569-23-8144

【活動内容】介護予防ケアマネジメント事業、高齢・介護者の総合相談・支援事業など

#### ●居宅介護支援事業所

### (2) 要介護認定

①認定調査を行います。（簡単な動作確認や、日ごろの状況の聞き取りなどを行います。）

②市から主治医に意見書作成を依頼します。

③認定審査会で審査判定を行います。（委員は医療、保健、福祉の専門家）

### (3) 結果の通知«申請から約30日で認定結果が郵送されます»

介護度	利用限度額(1か月)	相談先(契約先)
非該当		半田市包括支援センター又は 半田市福祉部高齢介護課に相談
要支援1	50,320円	半田市包括支援センターに相談
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	居宅介護支援事業所に相談
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	

### (4) サービスの選択・契約・利用

①居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を「選択・契約」します。

※ケアマネジャーは「ケアプラン」を作成し、サービス事業者と連絡・調整を行います。

※ケアプランとは「いつ」「どのようなサービスを」「何のために」「どのくらい利用するか」を決める計画書です。

②利用するサービス事業者と個別に「契約」します。

③介護サービスを利用します。

※介護サービス利用料の「1～3割」が自己負担としてかかります。また、介護サービス利用料は介護度により1か月当たりの利用限度額（上表参照）があり、利用限度額を超えた分は全額自己負担となります。

# 令和6年度の第1号被保険者介護保険料

基準保険料 75,520 円／年 (6,294 円／月)

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金（※1）受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285	21,520 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485	36,630 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	51,730 円
第4段階	世帯の誰か（配偶者など）が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.830	62,680 円
第5段階 (基準額)	世帯の誰か（配偶者など）が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.000	75,520 円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.150	86,850 円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.350	101,960 円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.650	124,620 円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.800	135,950 円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	2.000	151,050 円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.100	158,600 円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.300	173,710 円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.400	181,260 円

第1段階から第3段階までの保険料は、公費（国・県・市）の投入により軽減されています。

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額

実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額（地方税法第292条第1項第13号に規定する額）で、扶養控除や医療費控除をする前の金額です。長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。また、第1～5段階については、課税年金収入に係る所得額を控除した額となります。

## ◇ 介護保険料減免制度

次の減免事由に該当すると思われる方は、高齢介護課（☎ 0569-84-0649）

へご相談ください。

1	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方（前年の合計所得金額【※】が1,000万円以下）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又は、その他の財産について著しい損害を受けたこと。
2	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方（前年の合計所得金額が250万円未満）が死亡したこと、又はその方が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その方の収入が著しく減少し、生計維持が困難であること。ただし、本人の前年の合計所得金額が125万円以下に限る。
3	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方（前年の合計所得金額が250万円未満）の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、生計維持が困難であること。ただし、本人の前年の合計所得金額が125万円以下に限る。
4	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方（前年の合計所得金額が250万円未満）の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。ただし、本人の前年の合計所得金額が125万円以下に限る。
5	保険料の所得段階が第1段階から第3段階に属している方で、次のすべてに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯全員の前年の所得がないこと。</li><li>・世帯の前年の年間収入金額が80万円（第2・第3所得段階の方は120万円）以下であること（世帯員が3人以上の場合は加算あり）。</li><li>・市町村民税課税者と生計を共にしていないこと。</li><li>・市町村民税課税者に扶養されていないこと。</li><li>・資産等を活用してもなお、生活が困窮していること。</li></ul>
6	介護保険法第63条の規定により給付制限を受けていること。 (給付制限の期間が2か月を超えていること)

※ 合計所得金額

実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額（地方税法第292条第1項第13号に規定する額）で、扶養控除や医療費控除をする前の金額です。長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。

## ■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

### 申請からサービスの利用まで

#### (1) 半田市「高齢介護課」または「半田市包括支援センター」の窓口で申請

高 齢 介 護 課 ☎ 0569-84-0649

半田市包括支援センター 半田市雁宿町1-22-1（瀧上工業雁宿ホール内）  
☎ 0569-23-8144

#### (2) 基本チェックリスト実施

窓口で基本チェックリストを実施しますので、必ずご本人が申請してください。

ご本人が来られない事情がある場合はご相談ください。

#### (3) 結果の通知«申請から1週間程度で認定結果が郵送されます»

介護予防・日常生活支援総合事業はサービスを利用する場合に毎月の限度額が設定されます。

#### (4) サービスの選択・契約・利用

①半田市包括支援センターのケアマネジャーと契約します。

※ケアマネジャーは「ケアプラン」を作成し、サービス事業者と連絡・調整を行います。

※ケアプランとは「いつ」「どのようなサービスを」「何のために」「どのくらい利用するか」を決める計画書です。

②利用するサービス事業者と個別に「契約」します。

③サービスを利用します。

※サービスの利用にあたっては、料金が発生します。



# 日常生活での身体介護や生活援助を行います

## ◇ 訪問型サービス

ホームヘルパー、地域住民やボランティアの人が自宅を訪問して、日常生活での身体介護や生活援助などのサービスを行います。

種類	内容	自己負担のめやす	
訪問型サービス 現行サービス型 ※要支援1・2の方 のみ利用可	従来の介護事業所のヘルパーによるサービスで、生活援助と身体介護を行います。	週1回	1,176円 (1か月あたり)
		週2回	2,349円 (1か月あたり)
		週3回	3,727円 ※要支援2の利用者のみ (1か月あたり)
訪問型サービスA 介護専門型	介護事業所のヘルパーによるサービスで生活援助を行います。	20分以上 45分未満	179円
		45分以上	220円
訪問型サービスB 生活支援型	半田市が認めた研修受講者等が、ごみ出しや買い物等の生活援助を行います。	20分未満	100円
		20分以上 45分未満	150円
		45分以上 60分未満	200円
訪問型サービスB 地域支え合い型	地域住民のボランティアの人が、電球交換等ちょっとした困り事の生活援助を行います。	1時間	100円
		1時間以上は、 1時間毎に100円追加 ※最長4時間まで	

※訪問型サービスは、サービスによって「できること」や「できないこと」が決められています。利用前にご確認ください。

※訪問型サービス現行サービス型及び訪問型サービスA 介護専門型の自己負担額の目安は、1割負担の場合です。



# 身近な地域に気軽に通える場があります



## ◇ 通所型サービス

デイサービスセンターなどで、日常生活のさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。

種類	内容	自己負担のめやす	
通所型サービス 現行サービス型 ※要支援1・2の方のみ利用可	従来の介護事業所によるサービスです。専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等を提供します。	週1回	1,798円 (1か月あたり)
		週2回	3,621円 (1か月あたり)
通所型サービスA 介護専門型6	専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等のうち2種類のサービスを提供します。利用時間が3~6時間です。	1回	450円
通所型サービスA 介護専門型3	専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等のうち1種類のサービスを提供します。利用時間が3時間以内です。	1回	392円
通所型サービスC 運動特化型	専門職により、運動機能向上を目的とした3か月間（12回）2クールのプログラムを行います。	1回 (送迎あり)	275円
		1回 (送迎なし)	265円

※食費、日常生活費は別途負担が必要です。

※通所型サービス現行サービス型及び通所型サービスA介護専門型3・6の自己負担額の目安は、1割負担の場合です。

## ◇ 地域の通いの場

種類	内容
通所型サービスB 地域支え合い型	地域住民やボランティアグループのスタッフによる体操、レクリエーション、脳トレを行います。要支援認定の方や基本チェックリストで機能低下がみられた方が参加できる地域の通いの場です。
サロン活動等推進事業	いろいろな人と交流できるサロンなど、気軽に足を運ぶことのできる地域の身近な通いの場です。介護認定や基本チェックリストの結果に関わらず、65歳以上であれば誰でもご利用いただけます。

お問い合わせは、健康課（☎0569-84-0662）まで。



## ■在宅生活支援サービス

### ひとり暮らしの高齢者等に昼食を配達します

#### ◇ 高齢者配食サービス事業

買い物及び食事の調理が困難で低栄養状態の改善が必要と認められる高齢者世帯へ、必要な日に昼食を宅配します。配達員が必ず手渡しで配達することで、日々の安否の確認と健康増進を図ります。身体状況に応じて普通食、特別食（刻み食、低カロリー食等）を選ぶことができます。

●対象者	半田市に住所を有し、病弱及び心身に障がいを有するなどにより、安否確認及び栄養改善が必要な方で、次のすべての要件に該当する方。 ① 65歳以上ののみの高齢者世帯に属する方 ② 買い物及び調理ができず、親族等の支援も受けられない方 ③ 利用者本人が弁当を手渡しで受け取りできる方 <b>(現地調査のうえ、利用決定します。)</b>
●配達日	月曜日から日曜日のうち、市が必要と認めた曜日
●利用料	普通食 400円・特別食 550円 ※特別食とは、糖尿病食、減塩食、低たんぱく食など利用者の疾患の療養上、必要と認められる内容の食事です。
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 【提出先】高齢介護課 ☎0569-84-0648

### 訪問理髪サービスを行います



#### ◇ 在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業

ねたきりの高齢者のお宅に理容師が訪問し、理髪を行います。

●対象者	在宅でねたきりのため、理容店に出向くことが困難な半田市に住所を有する65歳以上の方で、要介護4若しくは5の認定を受けている方又はこれに準ずる状態である方。
●利用料	<u>1回につき自己負担4,000円</u> 市が交付する理髪サービス券（年4回まで、出張費のみ補助）を理容師に渡してください。 ※市税や保険料を滞納されている方は利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業）
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 【提出先】高齢介護課 ☎0569-84-0648

# ごみを訪問収集します

## ◇ 高齢者等訪問収集事業

ごみ出しが困難な高齢者や障がいをお持ちの世帯の方を対象に、環境課がごみの訪問収集に伺います。

●対象者	半田市に住所を有する方で、 <u>世帯構成員の全員</u> が次のいずれかに該当し、自力でごみステーションまでごみを持っていくことが困難で、親族や近隣在住者等の協力を得ことができない世帯。 ① 事業対象者、要介護認定を受けている方 ② 身体障がい者手帳1級・2級を所持している方 ③ 療育手帳A判定を所持している方 ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ※市税や保険料を滞納されている方は利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業） <b>(現地調査のうえ、利用決定します。)</b>
●事業内容	毎週1回の訪問収集 (月・火・木・金のうち環境課が指定します)
●利用料	無料
●申請に必要なものと提出先	◇ 申請書 【提出先】高齢介護課 ☎ 0569-84-0648



## 寝具の乾燥クリーニングを行います

### ◇ 寝具乾燥クリーニングサービス事業

健全で衛生的な生活をしていただくため、掛布団・敷布団・毛布のクリーニングを行います。市が指定した年4回のうち、1人につき年2回を限度に、利用者宅へ回収及び返却に伺います。

●対象者	半田市に住所を有する65歳以上の世帯に属する方で、高齢・心身の障がい等の理由により寝具の衛生管理を行うことができず、十分な援助を得られない方のうち、次のいずれかに該当する方。 ① 要介護認定1以上の方 ② 身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方 <b>※世帯全員が①もしくは②に該当する必要があります。</b> ※市税や保険料を滞納されている方は利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業）
●利用料	無料
●申請に必要なものと提出先	◇ 申請書 【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0648
●その他	・羽毛布団と純毛毛布はご利用できません。



# 緊急通報装置を貸与します

## ◇ 緊急通報装置貸与事業

高齢者等の方が在宅で安心して生活できるよう、急病や災害などの緊急事態を通報する装置を貸与し、24時間体制の緊急対応サービスをします。

●対象者	半田市に住所を有する方で、次のいずれかに該当し、急病時や災害時における対処ができないと認められる方 ① 65歳以上のひとり暮らし世帯の方 ② 世帯全員が65歳以上の世帯に属する方 ③ 身体障がい者のみの世帯に属する方 ④ ①～③に準ずる世帯に属する身体障がいのある方 ※協力員（緊急時に対象者のお宅を訪問できる方）3名が必要です。 (現地調査のうえ、利用決定します。)
●利用料	↖ 緊急通報装置 ↘ <ul style="list-style-type: none"><li>■市民税非課税世帯<ul style="list-style-type: none"><li>・月々のリース料は市が負担</li><li>・電話回線等の使用料金と通話料金は利用者負担</li></ul></li><li>■市民税課税世帯<ul style="list-style-type: none"><li>・月々のリース料は利用者負担（月額1,610円+税）</li><li>・電話回線等の使用料金と通話料金は利用者負担</li></ul></li></ul> <p>&lt;駆付けサービス&gt; ※オプション 通報があった場合に、状況を確認するために駆けつけ員が訪問し、安心センターに状況を伝えます。ただし、身体介助はできません。 市民税課税状況に関わらず、月々の利用料は利用者負担（月額300円+税）</p>
●機器	<p>◇ 固定型機器 電話線につないで利用する機器です。首からぶら下げるペンダント型機器も貸出します。（ペンダント型機器は通話機能はありません。）</p> <p>◇ 携帯型機器 電話線につながずに利用できる機器です。 ※固定型機器よりも操作方法が分かりづらいため、認知症状のない方及び個人の携帯電話をお持ちの方が対象です。</p> <p>※固定電話をお持ちの方は、固定型機器の設置となります。</p>
●申請に必要なものと提出先	◇ 申請書 【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0648

## 車椅子を貸出します



### ◇ 福祉用具一時貸出事業

福祉用具（車椅子）の一時貸出しを行います。

●対象者	半田市に住所を有する在宅の方で、福祉用具（車椅子）を一時的に必要とする方 ※市税や保険料を滞納されている方は利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業）
●貸出期間	原則1か月以内（最大年間90日まで可能）
●利用料	無料
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 【提出先】地域福祉課 ☎ 0569-84-0643

## 行方不明者の捜索に有効な機器を貸出します

### ◇ 認知症等による行方不明高齢者等捜索機器貸与事業

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等を対象に、その親族等へ捜索に有効な機器を無料で貸し出します。なお、グループホームや老人ホーム等の施設に入居している方も対象となります。

●対象者	半田市に住所を有する40歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ① 要介護認定を受けた方で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方 ② 医療機関で認知症の診断を受けている方 ③ 65歳以上で、認知症が疑われ、行方不明になるおそれのある方
●事業内容	利用者に身に付けていただくための発信機を貸与します。捜索するための受信機は、行方不明時に警察署で行方不明者届を提出後、一時的に貸与します。
●利用料	無料
●申請に必要なものと提出先	◇ 申請書 ◇ 顔写真（データでの提出が望ましい） 【提出先】高齢介護課 ☎ 0569-84-0648 Eメール kaigo@city.handa.lg.jp ※申請者は親族やケアマネジャー等の支援者になります。

## ■利用者負担の軽減・助成

### タクシー料金の一部を助成します

#### ◇ 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用して外出することが困難で、介護なしには外出することができない高齢者に、医療機関等へ外出する際の移送費用としてタクシー料金の一部を助成します。タクシーを利用する前に、交付申請を行ってください。

●対象者	<p>半田市に住所を有し、次の<u>すべての要件</u>に該当する方に、「高齢者タクシー料金助成利用券」を交付します。</p> <p>①世帯全員が市民税非課税である方 ②介護保険の認定を受けた方で     障がい高齢者の日常生活自立度がAランク以上の方     又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方     若しくは介護認定を受けていない65歳以上の方で身体状況等が基準に準ずる状態の方（基準に準ずる状態かは、現地調査の上決定します。） ③介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び有料老人ホーム等に入所していない方 ※障がい者バス特別乗車証又は障がい者タクシー料金助成利用券の交付を受けている方及び自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。 ※市税や保険料を滞納されている方は利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業）</p>
●支給枚数	高齢者タクシー料金助成利用券 年24枚 (要介護認定4及び5の方は、使用後に24枚を追加交付します。)
●助成額	<p><u>距離制運賃</u>が適用されている場合…初乗運賃の9割に相当する額 <u>時間制運賃</u>が適用されている場合…</p> <p>小型・普通車・小型福祉・中型福祉タクシー：一律1,500円 大型・特定大型・大型福祉・特定大型福祉タクシー：一律2,500円 ※要介護認定3以上の方は、大型特殊車両が必要な場合、大型特殊タクシー及び特定大型特殊タクシーを利用することができます。</p>
●申請に必要なものと提出先	<p>◇高齢者タクシー料金助成利用券交付申請書 ◇身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者の方は手帳（コピーでも可）を必ずご持参ください。（ご持参がない場合は申請できません。）</p> <p>【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0648</p>

# 介護者に介護用品クーポン券を支給します

## ◇ 介護用品支給事業

在宅でねたきりや認知症の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品が購入できるクーポン券を支給します。

●対象者	半田市に住所を有し、次のすべての要件に該当する方 ①要介護者及び介護者の世帯全員が市民税非課税の方 ②要介護者・介護者ともに半田市に在住の方 ③要介護者が要介護を受けており、次のいずれかに該当する方 ・要介護4以上の認定を受けている方 ・要介護3の認定を受けており、認定調査票の「排便」又は「排尿」の項目において「全介助」又は「一部介助」若しくは「見守り等」に該当する方 ④要介護者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び軽費老人ホームに入所又は医療施設に入院していない方 ⑤介護者が要介護者と同一世帯又は親族である方 ※市税や保険料を滞納されている方は、利用できない場合があります。（行政サービス制限対象事業）
●サービス内容	紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを市の指定を受けた店舗で購入できるクーポン券を交付します。
●支給枚数	1か月4枚（1枚1,000円分） ◇要介護認定有効期間満了月又は年度末まで、早く到達する方の月まで交付します。 ※要介護認定有効期間満了月又は年度末が終了したあとは、再度申請が必要です。
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0648

# 障がい者控除対象者認定書を交付します。

## ◇ 障がい者控除対象者認定書の交付

障がい者手帳の交付を受けていない方でも、要支援・要介護認定を受けており、半田市の基準に該当する場合、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

●対象者	半田市に住所を有し、次のすべての要件に該当する方 ①身障手帳1級、療育手帳A判定、精神手帳1級を所持していない方 ※上記の手帳を所持している場合は、手帳を提示することで「特別障がい者控除」を申告することができます。 ②65歳以上であり、12月末時点で要支援・要介護認定を受けている方 ③半田市の「障がい者控除対象者認定書」の交付基準に該当する方
●申請に必要なものと提出先	◇ 申請書 ◇ 申請者の本人確認書類（免許証、保険証など） 【提出先】高齢介護課 ☎ 0569-84-0648

※所得税や住民税が課税されていたり、課税者に扶養されている場合は、障がい者控除を申告することで税の控除が受けられる場合があります。



# 介護保険サービス費を助成します

## ◇ 介護福祉助成制度

低所得者の方へ令和5年8月～令和6年7月までの居宅サービス利用料の一部を助成します。

●対象者	半田市に住所を有し、次のすべての要件に該当する方 (生活保護受給者は除く) ① 本人及び世帯員全員が市民税非課税の方 ② 令和4年の年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増すごとに50万円の加算）以下の方 ③ 市民税課税者※に扶養されていない方 ※扶養控除により非課税となっている方を含みます。 ④ 市税等を滞納していない方
●対象サービス	居宅介護（予防）サービス、地域密着型サービス 等 (施設サービス、住宅改修費、福祉用具購入費は対象外)
●助成額	居宅サービスの保険適用分のうち、本人負担額の約2分の1 ※介護度によって上限月額が異なります。 ※高額介護サービス費等の支給がある場合には、その支給額を差引いた額となります。
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 ◇収入申告書【世帯全員分】 ◇令和4年中の収支記録が分かる全通帳の写し【世帯全員分】 <u>※令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入が印字されたページ全てが必要です。</u> ◇振込みを希望する通帳 ※前年度から引き続き助成対象となる方には、更新の時期に通知します。 【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0649



# 利用者負担額の一部が軽減されます

## ◇ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業

低所得世帯であって、特に生計が困難な方に対して、社会福祉法人等により提供される介護サービスの利用者負担額の一部が軽減されます。

●対象者	半田市の要介護被保険者で、次のすべての要件に該当する方 (旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている方を除く) ① 市民税非課税世帯に属する方 ② 前年の年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増すごとに50万円の加算）以下の方 ③ 預貯金・有価証券等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増すごとに100万円の加算）以下の方 ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産（土地等）がない方 ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていない方 ※本人が市町村民税の課税者（扶養控除により非課税となっている方を含みます。）の扶養控除の対象となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合は、軽減の対象にはなりません。 ⑥ 介護保険料を滞納していない世帯に属する方
●対象サービス	社会福祉法人等※が提供する下記の介護サービス (介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護 等) ※すべての事業所が該当するわけではありません。本事業にご協力いただいている事業所からのみ軽減を受けられます。申請の前に、ご利用の事業所へまずご相談ください。
●軽減額	利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 ◇収入申告書【世帯全員分】 ◇資産を証明する書類【世帯全員分】 ・預貯金通帳の写し（令和4年中収支及び最新残高のわかるもの） ・有価証券等 ◇扶養状況を証明する書類（健康保険加入の方のみ） ・健康保険証 【提出先】 高齢介護課 ☎ 0569-84-0649

## ■生きがいづくり推進事業

### 長寿のお祝いを贈ります



#### ◇ 長寿訪問等事業

多年にわたり社会のために貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、「長寿祝金」を贈り、感謝の意を表します。

●対象者 及びお祝い金等	◇ 満 100 歳の方 (大正 13 年 4 月 1 日～大正 14 年 3 月 31 日に生まれた方) 10,000 円と記念品
	◇ 最高齢の方 (男女各 1 名) 10,000 円と記念品

### 健康のお祝いを贈ります

#### ◇ 健康祝事業

日頃から健康に留意し、健康寿命の延伸に貢献している高齢者へ「健康祝金」を贈り、感謝の意を表します。

●対象者 及びお祝い金等	◇ 数え 88 歳の方 (昭和 12 年 1 月 1 日～12 月 31 日に生まれた方) ※要介護等認定を受けていない方 5,000 円
-----------------	---

### 陶芸作業を体験しませんか

#### ◇ 半田陶芸作業所

半田市陶芸作業所は、陶芸を通じて高齢者の介護予防及び生きがいづくりを促進する施設です。

●施設名	半田市陶芸作業所
●所在地	岩滑高山町 5-88-19
●問い合わせ先	半田市陶芸作業所 ☎ 0569-22-8523 木曜日・金曜日・土曜日 13:00～15:00 ※上記の時間帯以外は繋がりません。



## 老人クラブに加入して充実した生活を送りませんか



### ◇ 老人クラブ活動助成事業

地域の中で充実した生活を送るために、地域の自主的な組織として、半田市老人クラブ連合会を始め、単位クラブが活動しています。加入の手続きは地域の単位クラブ又は下記の事務局にお問い合わせください。

●老人クラブ数 (令和5年4月1日現在)	68クラブ
●会員数 (令和5年4月1日現在)	3,128人(男性1,421人、女性1,707人)
●活動内容	地域の子どもたちとの交流、交差点での交通安全運動、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動など
●問合せ先	半田市社会福祉協議会 ☎ 0569-84-2324

## シルバー人材センターで働いてみませんか

### ◇ 高齢者能力活用推進事業

元気で働く意思のある、原則60歳以上の方に会員になっていただき、長年の経験や能力を活かして、家庭や事業所から依頼のあった仕事をして生きがいを高める事業です。

●仕事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・家事援助</li><li>・事務分野(受付等)</li><li>・屋外作業(草刈、除草、植木の剪定等)</li><li>・管理分野(施設管理、駐輪場管理、空き家管理等)</li><li>・技能分野(襖・障子張り、大工作業等)</li><li>・一般作業(不用品処分、屋外清掃、屋内清掃等)</li><li>・チラシ配布等</li></ul>
●所在地	東洋町1-8(アイプラザ半田内)
●問合せ先	公益社団法人 半田市シルバー人材センター ☎ 0569-22-8736



## 福祉センター・地域ふれあい施設

健康の増進や介護予防、教養の向上及びレクリエーションなどのふれあいとやすらぎの場としてご利用ください（無料）。

### ○老人福祉センター

お風呂やマッサージ機などの健康器具が利用できるほか、カラオケや囲碁・将棋などもできます。

利用時間	9：00～22：00（部屋によっては利用時間が異なります）
休館日	毎月第3月曜日とその翌日（ただし、これらの日が祝日の場合はその翌日）、年末年始
所在地・連絡先	雁宿町1-22-1 ☎0569-84-2324
主な施設	浴室、教養娯楽室

### ○亀崎地域総合福祉センター

お風呂やマッサージ機などの健康器具が利用できるほか、カラオケやラジボール、囲碁・将棋など様々な教室や各種イベントが随時開催されています。コーヒーが飲めるふれあいコーナーもあります。

利用時間	9：00～16：00
休館日	毎週月曜日、毎月第2月曜日の前日の日曜日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	亀崎町7-65 ☎0569-28-4850
主な施設	浴室、ふれあいコーナー、リハビリコーナー、多目的ホール

### ○やなべふれあいセンター

囲碁・将棋や歌などの定期的な行事のほか、各種イベントが随時開催されています。コーヒーが飲める談話室もあります。野菜などの販売もあります。

利用時間	9：00～16：30
休館日	毎週日曜日、祝日、岩滑祭礼日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	岩滑中町5-20 ☎0569-22-7099
主な施設	多目的ホール、和室、談話室

## ○さくらの家

グラウンドゴルフや囲碁・将棋などの定期的な行事のほか、各種イベントが随時開催されています。子ども用の本も設置されています。コーヒーを飲むこともできます。

利用時間	10：00～15：00
休館日	毎週土・日曜日、祝日、下半田祭礼日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	瑞穂町2－1－1 ☎0569-24-0029 (瑞穂区事務所)
主な施設	ふれあいルーム、チャイルドルーム、さくらの家文庫

## ○かりやど憩の家

健康体操や囲碁、将棋、歌声喫茶などの定期的な行事のほか、各種イベントが随時開催されています。コーヒーが飲める喫茶ルームもあります。

利用時間	9：30～16：00
休館日	毎週水・日曜日、祝日、上半田祭礼日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	星崎町2－208－7 ☎0569-77-2340
主な施設	ホール、和室、喫茶ルーム

## ○フレンド乙川

健康体操やカラオケなどの定期的な行事やクラブ活動のほか、各種イベントが随時開催されています。コーヒーが飲める談話室もあります。

利用時間	9：00～16：00
休館日	毎週日曜日、祝日、乙川祭礼日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	乙川八幡町3－22－2 ☎0569-58-5104
主な施設	多目的ホール、クラブ室、談話室

## ○有脇ふれあいセンター

健康体操などの定期的な行事やクラブ活動のほか、各種イベントが随時開催されています。コーヒーが飲めるふれあいコーナーもあります。

利用時間	9：00～16：00
休館日	毎週日曜日、祝日、有脇祭礼日、お盆、年末年始
所在地・連絡先	有脇町3－13－5 (有脇児童館グラウンド西側) ☎0569-28-2212
主な施設	ふれあいコーナー、集会室

## ■その他高齢者向け事業

### 認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入できます

#### ◇ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症状等がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大3億円を補償する保険に加入する事業です。

ただし、補償は、保険契約に適用される約款、特約条項等で規定される範囲です。

●対象者	半田市に住所を有する40歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ①介護認定を受けた方で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方 ②医療機関で認知症（若年性を含む）の診断を受けている方 ③65歳以上で認知症が疑われ行方不明になるおそれがある方
●自己負担金	年額600円(申請月により月割)
●受付期間	随時 ※保険の加入期間は、申請のあった日から年度末までです。 ※翌年度以降も継続する場合は、年度初めに再度申請書の提出が必要です。
●申請に必要なものと提出先	◇申請書 ◇自己負担金 【提出先】健康課 ☎ 0569-84-0662 Eメール kenkou@city.handa.lg.jp



# 成年後見制度の利用を支援します



## ◇ 成年後見利用促進事業

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利と財産を守る目的で、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人に代わって契約や金銭・財産の管理などの支援を行う制度です。

知多地域の4市5町とN P O法人が共同して成年後見制度の理解と利用を促進し、消費者被害や金銭搾取などを未然に防ぎ、判断能力が十分でなくても、社会で安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

●事業内容	①成年後見制度に関する相談（無料） ②弁護士、司法書士などへのケース紹介 ③法人後見（低所得者、処遇困難者が対象） ④関係機関とのネットワークづくり ⑤普及啓発（講座の開催など）
●問合せ先	特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター ☎ 0562-39-3770

## 「認知症安心ガイドブック」を発行しています

認知症の進行に合わせて、半田市内で受けられるサービスや支援をまとめているものです。

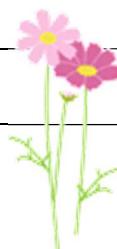
●内容	・認知症についての基本的な情報 ・認知症の方を介護する家族の心構え ・認知症の症状・進行に合わせて、受けられるサービスや相談先などの情報	 ホームページからも 閲覧できます。
●問合せ先	健康課 ☎ 0569-84-0662	

# 介護予防や介護保険制度等の講座を行います

## ◇ 出前講座

高齢者が「はつらつ・元気」に過ごすために、団体の定例会や、地域の会合等にて、ご希望に沿った内容の講座を行います。

●対象者	一般市民
●講座内容	<p>＜講話＞ 高齢者福祉サービスについて ＜講話＞ わかりやすい介護保険 ＜講話＞ わかりやすい総合事業 制度内容、利用方法、利用料等わかりやすく説明します。</p> <p>＜講座＞ 仕事と介護の両立について 仕事を続けながら介護をするためのポイントをわかりやすく説明します。 【問合せ先】◇高齢介護課 ☎ 0569-84-0649</p> <p>＜講座＞ 認知症センター養成講座 認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するサポーター（応援者）になることができます。 【問合せ先】◇健康課 ☎ 0569-84-0662</p> <p>＜講座＞ 認知症に関する各種講座、勉強会 認知症センター養成講座の形にとられず、団体の要望や企業の特性等に合わせた認知症のお話をします。 【問合せ先】◇健康課 ☎ 0569-84-0662</p> <p>＜講話＞ 困った時はお互いさま～地域福祉を考える～ 地域のみなさんで「地域福祉」を一緒に考えます。 【問合せ先】◇地域福祉課 ☎ 0569-84-0641</p> <p>＜講話・測定＞ 大人のための健康出前講座 生活習慣病（高血圧・糖尿病・がん等）、歯の健康、こころの健康、フレイル予防などの健康に関することや、「私の事前指示書」の書き方についてお話しします。また、健康体操や料理教室、体脂肪や筋肉量がわかる体組成計やストレスチェックなどの健康測定も実施できます。 【問合せ先】◇健康課 ☎ 0569-84-0662</p>
●利用料	無料



## 県営住宅に高齢者見守り付住宅があります

### ◇ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に入居されている方を対象に、市のサービスとして生活援助員の派遣を行います。

●施設名	県営乙川住宅
●所在地	乙川新町1-4
●戸数	18戸
●問合せ先	名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所 ☎ 0569-23-2716

## 日常生活の自立を援助します

### ◇ 日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方のお手伝いをします。

●事業内容	福祉サービス利用料に関する相談・支払い、日常的な金銭管理、大切な書類等の預かり。
●利用料	◆相談は無料 ◆上記援助を利用する場合は利用料が必要です。 ※利用料は、所得やサービスにより異なります。
●問合せ先	半田市社会福祉協議会 ☎ 0569-84-2324



# 高齢者の運転免許自主返納を促進します

## ◇ 高齢者運転免許自主返納促進事業

運動機能・身体機能の低下や自動車の運転に自信がなくなっている等の場合に、運転免許の自主返納制度があります。市では、運転免許を自主返納（警察署等にて手続き）した高齢者の方へバス利用券又はタクシー利用券の交付をします。

●対象者	半田市に住所を有し、次のすべてに該当する方 ①免許返納日及び申請日時点で満65歳以上であること ②防災安全課への申請が免許返納日から1年以内であること
●交付内容	以下のいずれか1点 <b>■半田市タクシー利用券（5,000円分）</b> ※500円券が10枚 ※一度に何枚でも使用可能ですがお釣りは出ません。 ※有効期限：お渡ししてから1年後 <b>■半田市公共交通バス利用券（18,000円分）</b> ※100円券が180枚 ※お釣りは生じません。 ※有効期限はありません。
●申請に必要なものと提出先	・運転免許の取消通知書（免許返納時に警察署等で交付されるもの） ・本人確認書類（例：保険証、マイナンバーカード等） ・代理人の本人確認書類 ※代理申請の場合のみ ・委任状 ※代理申請の場合のみ 【提出先】防災安全課 ☎ 0569-84-0626



## 自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助します

### ◇ 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業

自転車を利用する児童生徒等並びに高齢者の自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助し、着用を促進することで、交通事故による被害の軽減を図ります。

●補助対象者 (ヘルメット着用者)	・半田市に住所を有する児童生徒等又は高齢者の方 児童生徒等 平成18年4月2日から平成30年4月1日までにお生まれの方（小学校1年生～高校3年生の年齢） 高齢者 昭和35年4月1日以前にお生まれの方
●主な条件	①令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）の期間に、 安全認証（SGマーク等）がある自転車乗車用ヘルメットを新たに購入していること ②市税等を滞納していないこと ③過去に同様の補助金の適用を受けていないこと ※詳細については、市ホームページに掲載しています。
●補助金額	ヘルメット購入費用の2分の1の額（上限 2,000円）
●受付期間	令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで
●必要書類	ヘルメット購入後、次の書類等を防災安全課までご提出ください。 ①本人確認書類（例 運転免許証、マイナンバーカード等） ②ヘルメットの安全認証が確認できるもの（例 ヘルメット、保証書等） ③申請者名義の振込先口座が分かるもの（例 通帳） ④補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（所定様式） ⑤領収書等の写し（申請者氏名等必要事項の記載があるもの） 【提出先】防災安全課 ☎ 0569-84-0626



# 平常時から地域ぐるみで支援します

## ◇ 避難行動要支援者支援制度

高齢の方や障がいのある方などのうち、災害時に自力で避難することが特に難しいと思われる方の名簿（避難行動要支援者名簿）に登録されている方の避難先や日頃関わっている関係者等の情報を記載した計画（私の避難情報共有シート）を作成し、平常時から行政と地域の関係機関で情報を共有します。

●対象者	<p>①要介護認定3・4・5の方 ※特別養護老人ホームに入所し、住所をその施設に移している方を除く</p> <p>②視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・体幹機能障がい等の身体障がい者手帳1・2級を所持している方及び人工呼吸器等の医療機器を使用している方</p> <p>③療育手帳のA判定を所持している方</p> <p>④精神障がい者保健福祉手帳の1級を所持している方</p> <p>⑤上記の①～④に掲げる方以外で、本人からの申請により市が状況を確認し、支援が特に必要であると判断した方</p> <p>⑥現在は上記①～④に該当しないが、過去に該当したことがあり、すでに名簿に登録されている方</p>
●名簿提供先	自治区、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、相談支援専門員、ケアマネジャー等 ※上記の地域の関係機関等へ平常時から名簿を提供するのは、同意をいただいた方のみです。
●提供内容	氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・緊急連絡先・避難先など
●問い合わせ先	地域福祉課 ☎ 0569-84-0641

## 地域には見守りの目があります

### ◇ 半田市地域見守り活動

様々な事業者のみなさまと「半田市地域見守り活動に関する協定」を締結し、日常業務の中で地域の高齢者や子ども等の異変を察知した場合に、市へ連絡していただくようご協力をお願いしています。この活動を通じて、問題の早期発見・早期対応に努め、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

●協定締結事業者	新聞販売店、生活協同組合、金融機関、郵便局、薬局など、日常業務の中で見守り活動が行える市内 54 事業者 (令和 6 年 1 月 31 日時点)	 ホームページから事業者一覧を閲覧できます。
●問合せ先	地域福祉課 ☎ 0569-84-0641	

### ■ 関係機関・施設等連絡先

	施設名等	所在地等	連絡先
社会福祉協議会	半田市社会福祉協議会	雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館内)	0569-23-7361
福祉センター・地域ふれあい施設	老人福祉センター	雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館内)	0569-84-2324
	亀崎地域総合福祉センター	亀崎町 7-65	0569-28-4850
	やなべふれあいセンター	岩滑中町 5-20	0569-22-7099
	さくらの家	瑞穂町 2-1-1 (瑞穂区事務所)	0569-24-0029
	かりやど憩の家	星崎町 2-208-7	0569-77-2340
	フレンド乙川	乙川八幡町 3-22-2	0569-58-5104
	有脇ふれあいセンター	有脇町 3-13-5	0569-28-2212

シルバー人材センター	半田市シルバー人材センター	東洋町 1-8 (アイプラザ半田内)	0569-22-8736
陶芸作業所	半田市陶芸作業所	岩滑高山町 5-88-19	0569-22-8523
住宅関係	半田市役所 建築課 (市営住宅)	東洋町 2-1	0569-84-0670
	名古屋尾張知多住宅管理事務所 知多支所 (県営住宅)	宮本町 3-217-21	0569-23-2716
相談窓口等	認知症の人と家族の会 認知症電話相談	毎週月～金曜日 (祝日除く) 10:00～16:00	0562-31-1911
	愛知県弁護士会 アイズ (無料相談)	毎週火・木曜日 (祝日除く) 10:15～13:00	052-565-6116 ※高齢者・障がい者 法律相談専用
	法テラス愛知 (無料相談)	毎週月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:00	050-3383-5460
	悪質商法 110番 (愛知県警察本部)	毎週月～金曜日 (祝日除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	052-951-4194
	半田警察署 生活安全課	出口町 1-31	0569-21-0110
	愛知県知多消費生活相談	毎週月～金曜日 (祝日除く) 9:00～16:30 出口町 1-36 (知多総合庁舎内)	0569-23-3300
	知多半田消費生活センター	毎週月～金曜日 (祝日除く) 9:30～16:30 広小路町 155-3 (C L A C I T Y内)	0569-32-2444

成年後見	知多地域権利擁護 支援センター	知多市緑町 32-6 知多市福祉活動センター内	0562-39-3770
配食サービス	ひちほんぎ	美原町 2-178	0569-29-5654
	宅配クック1 2 3	知多郡美浜町大字布土 梅之木 17-3	0569-56-9538
	たべりん	知多郡武豊町字平井 6-107	0569-23-2444
	キッチンなのはな	平地町 4-140	0569-47-5615
市立病院	半田病院	東洋町 2-29	0569-22-9881
家庭裁判所	名古屋家庭裁判所 半田支部	宮路町 200-2	0569-21-1610
ボランティア	ボランティア 地域ささえあいセンター (半田市社会福祉協議会)	雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館内)	0569-25-0002

